

議案第 17 号

清水町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和6年3月6日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町介護保険条例の一部を改正する条例

清水町介護保険条例（平成12年清水町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同項第1号中「34,200円」を「32,210円」に改め、同項第2号中「51,300円」を「48,490円」に改め、同項第3号中「51,300円」を「48,850円」に改め、同項第4号中「61,560円」を「63,720円」に改め、同項第5号中「68,400円」を「70,800円」に改め、同項第6号中「82,080円」を「84,960円」に改め、同項第7号中「88,920円」を「92,040円」に改め、同項第8号中「102,600円」を「106,200円」に改め、同項第9号中「116,280円」を「120,360円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 134,520円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 148,680円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 162,840円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 169,920円

第2条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「20,520円」を「20,170円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「20,520円」を「20,170円」に、「34,200円」を「34,330円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「20,520円」を「20,170円」に、「47,880円」を「48,490円」に改める。

第4条第3項中「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第8号まで」を「第12号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の清水町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。